

知的財産戦略本部会合 議事要旨

日時：令和4年6月3日（金）17:15～17:45

場所：官邸2階大ホール

○「知的財産推進計画2022」について

「知的財産推進計画2022（案）」につき、「知的財産推進計画2022（案）概要」に基づき、若宮知的財産戦略担当大臣から説明がなされた。具体的な内容は以下のとおり。

【若宮知的財産戦略担当大臣】

1 ページについて

企業価値の源泉として、知財・無形資産の重要性が高まっている。今後、日本経済の成長と分配の好循環を進めるためには、企業の知財、無形資産の投資・活用が鍵となる。

2 ページについて

スタートアップが、大学・大企業の保有する知財をフルに活用し、事業化につなげる上で問題となっている課題を解決するため、必要な各般の措置を講じる。

3 ページについて

具体的な措置として、実施されていない共有特許を大学が第三者にライセンスすることを可能とするルール作りを進めるとともに、大学の知財関連財源を充実させる。

また、国立大学等が、知財移転の対価として、スタートアップの株式・新株予約権を取得・保有しやすい環境を整備するため、各種の制限を撤廃する。

4 ページについて

知財・無形資産の投資・活用を促進するため、企業の開示・ガバナンスを強化するとともに、投資家の役割を明確にする。

また、スタートアップや中小企業が、知財・無形資産を活用して円滑な資金供給を受けられるよう、事業全体を対象とする担保制度の検討を進める。

5 ページについて

国際標準の戦略的な活用を推進するため、政府系の研究開発事業に参画する民間企業に対して、国際競争戦略と国際標準戦略を明示し実行することを求める。

今後構築されますデータ連携基盤において、安心してデータの流通や利活用が行われるよう、データ取扱いルールの実装も進める。

6 ページについて

デジタル時代の進展に対応し、コンテンツの「利用」と「創作」の好循環を加速させるよう、著作権制度・関連施策の改革を推進し、簡素で一元的な権利処理の実現を図る。

また、WEB3.0時代における、メタバース上のコンテンツをめぐる法的課題に対応すると

ともに、NFTの活用に係るコンテンツホルダーの権利保護などを進める。

7ページについて

クールジャパンに関しては、来るべきインバウンドの全面再開も視野に、日本の様々な魅力について、サステナブルの視点からの磨き上げ、デジタルを活用したコミュニティとの共創、関係者のマッチングを図る。

議題に関する有識者本部員からの発言は以下のとおり。

【出雲本部員】

日本の大学から生まれる知財と特許は年間約7,000件、7,000件のすばらしい発明と特許が生まれている。しかし、死蔵特許、使われていない特許のほうが多い現状である。

東大、京大の特許利用率は37%、その他の大学では17%、つまり、良い発明をして特許を取っても、8割以上の特許が使われていない。しかし、今回の推進計画で、スタートアップが特許を活用しやすくなり、大学発のスタートアップが間違いなく活性化する。大学の特許利用率が、東大並みの37%に倍増して、大学発スタートアップが倍増するとどうなるか。

ミドリムシも東大の研究成果を大いに活用し、社会実装して、東大発ベンチャーで初めて東証プライムに上昇、企業価値は1000億円まで成長した。ユーグレナのような大学発で上場を果たしたスタートアップは全部で64社、その企業価値は1兆7000億円。

この知財推進計画がスタートアップ立国宣言とリンクして、今まで活用されてこなかった特許を活用したスタートアップが倍増し、大学発のスタートアップエコシステムが全国の大学に作られるよう努力したい。

最後に学生、大学がすばらしい研究成果と特許を活用したスタートアップにチャレンジして、大学発のスタートアップが新しい資本主義実現のドライバーになるよう努める。

【梅澤本部員】

A.T. カーニーでの仕事に加えて、CIC Tokyoという国内最大規模のスタートアップ拠点を運営している。総理、小林大臣には、お越しいただき感謝申し上げます。

その立場から特に、総理がスタートアップ創出元年と宣言をし、今回この知財計画で、大学発研究開発型のベンチャーの育成に踏み込んだ提言を取りまとめていただき、事務局にも大いに感謝をしたい。

このスタートアップ元年に絡めて、特に今回、大企業がスタートアップに経営資源を開放するという方向を打ち出した。これは、とても大事なテーマだ。技術、人材、データを大企業がスタートアップに開放し、スタートアップのイノベーションエンジンを活用する。

この人材に関して、1つ補足すると、プロフェッショナルな人材が大企業にはたくさんいる。例えば、知財、法務、財務、こういう方々がスタートアップで働くというパターン

の兼業許可を大企業に促すということ、ぜひ取り組んでいただきたい。メリットとしては、創業間もないスタートアップが必要とするプロ人材の能力を週1日とか2日とか、人件費も抑えながら活用できることと、それから大企業の人材が本格的にスタートアップの経営に関与することで、彼らのキャリアの選択肢が増える。結果的には、大企業とスタートアップの双方に橋渡し人材が増えて、オープンイノベーションもさらに活性化するという意義がある。

2点目の論点としてWEB3.0について言及したい。

これは、コンテンツ政策だけではなくて、クールジャパン戦略そのものの今後の主軸になり得る大きな変化だ。

WEB3.0の世界では、NFTを含むトークン経済圏が重要なテーマだ。トークンというのは、例えば、ポケモンとか、ハローキティのデジタル通貨ができるイメージしてほしい。そうすると、そのファンのコミュニティの発展に貢献した人、クリエイター、あるいはゲームの参加者がトークンを受け取り、コミュニティが発展すればトークンの価値も上がるという構造になる。トークンを発行できるのは、いわゆるIP、キャラクターを有するクリエイターや企業なので、日本がいよいよネットフリックスとかプライムビデオを通さずに、コンテンツ分野で稼げる可能性が増すということになる。

3点目として、クールジャパン戦略の重要項目であるインバウンド観光だ。

クールジャパン戦略の稼ぎどころは観光で、特にこれから富裕旅行市場の取り込みが急務になる。

観光庁で昨年より、地方における高付加価値な観光地づくり、あるいは文化庁で文化観光というテーマに取り組んでいるが、これが今後いよいよ重要になると思うので、取組の強化をお願いしたい。

【遠藤本部員】

「知的財産推進計画2022（案）」の取りまとめ、大変感謝を申し上げる。御提示いただいた案に賛同する。

本日は、本計画でも取り上げられた標準化について、お話を申し上げたい。

標準化はグローバルで価値を提供する上で、そしてその提供範囲を広げる上で、非常に重要な知財戦略で、特許と並び、非常に重要な領域だ。ヨーロッパでは、例えば、携帯電話のデジタル化の際に、GSMの標準化においてヨーロッパの企業群が一体となり連携して、「知的財産推進計画2022」本文の43ページに記されているように、ち密に戦略を練り、計画的に標準化を進めてきた経緯がある。

注目のDXの領域では、ICTの急速な進化により大量のデータを直接的に扱えるようになったことで、ハードウェアディジションからソフトウェアディジションへの移行が可能となった。ソフトウェアディジションでは、今までハードウェアディジションでは実現できなかった新たな価値を付け加えることができるので、ソフトウェアでのディジションをする

上でのアーキテクチャ、さらには、サイバー空間で生み出される価値をより効率的に人間社会に提供するための物理インターフェース、これらの領域が標準化のターゲットとなり、劇的な競争が起きると予想している。この観点から、日本でのDX下で創造価値を高める計画をしている企業、及びDXの中で価値創造をめざしている多くのスタートアップに対して、DXに伴う標準化の重要性を、今一度リマインドする必要がある。

さらに日本は、自らのヨーロッパの拠点を通じたヨーロッパ連合との連携を積極的に築き、標準化戦略を共有することが重要である。この枠組みにつき、政府の御支援をいただきたい。

最後にもう一つ、日本が目指している質の高いインフラの輸出においても、ホスト国、例えば、インド、タイ、ベトナム等のアジアの国々と標準化を伴った開発協力のプロジェクトを起こして、標準化を進めるという可能性もあるのではないか。この場合もやはり、国家間での枠組みの強化が重要になるので、ぜひ政府の御支援をいただきたい。

【小谷本部長】

スタンフォード大学が70年ぶりに、総額16億9000万ドルの寄附金を受け、ドール持続可能性学部を2022年の9月に開設した。

また、ニューアメリカンユニバーシティというモデルを提唱したアリゾナ州立大学は2015年から7年間連続でMIT等を抑え、全米で最もイノベーティブな大学に選ばれるなど、イノベーションをリードするだけでなく、未来社会を形づくる役割を担う大学の社会における役割やポジショニングに大きな変革が起こっている。

我が国においても、大学ファンドによる国際卓越研究大学や地域中核特色ある研究大学の取組により、大学が公共財として社会において多様な役割を果たすことが強く認識され、大学は運営から経営へ、資源循環により成長するための改革への意欲が高まっている。また、意欲的で優秀な学生や若手研究者を中心に、社会において科学技術を生かした自分のアイデアを実現したいという、アントレプレナーシップが高まり、ベンチャー、スタートアップの意欲、意識改革が大変に進んでいる。

このような好機に、大学が生み出す英知を新しい価値とマーケット創造へつなげ、世界をリードするには、特にディープテック、バイオメディカル、デジタル技術などにおいて、スタートアップが重要な役割を果たすことが期待されており、そのための知財活用のエコシステムの構築が急務である。

現時点においては、大学発の知財が死蔵される割合が非常に高く、十分に活用されていないが、これは知財マネジメント体制や専門人材、支援人材が多く大学の大学において十分でないということも要因の1つである。

セクターを超えた人事交流や人材育成が急務だが、それを待たず、成功例やノウハウの共有を進める上でも、大学知財、ガバナンスガイドライン等の策定や知財ポータルサイトの拡充など、スタートアップ、大学の知財エコシステムの強化への提案ができたことを大

変うれしく思う。

【杉村本部員】

日本弁理士会では、本年1月にスタートアップ知財支援元年を宣言した。

イノベーション創出の源泉ともなり得るベンチャー、スタートアップへの支援の強化を図っているが、この「知的財産推進計画2022」に沿って、さらなる強化を今後図っていく。

日本弁理士会は、知的財産経営センターを設置し、企業、特に中小企業スタートアップへの支援強化を図っている。JPAA知財サポートデスクを設け、スタートアップを含めた様々な相談できる体制を整備した。

また、全国の弁理士とも連携し、スタートアップが、知的財産を経営資源として活用し、グローバルに持続的に発展できるように、中長期的な視野に立って支援を強化する。

また、改定されたコーポレートガバナンスコードやガイドラインに沿って、投資や融資を呼び込めるように、スタートアップの目線に立ち、一緒に知財戦略を作成し、企業価値を高められるように、日本弁理士会としても強力に支援を図っていく。

さらにベンチャーキャピタルなどが、知的財産を適正に評価し、スタートアップへの投資を呼び込めるように、日本弁理士会は、ベンチャーキャピタル協会や地銀等とも連携をしており、さらなる人材育成にも力を入れるとともに、今後も特に地方経済の発展に資するように、地方におけるスタートアップ支援に関するセミナー等も積極的に展開する。

また、環境技術に関する技術を創出するスタートアップについては、世界知的所有権機関のWIPO GREENプラットフォームへ技術を紹介し、スタートアップがグローバルに発展する足がかりも提供する。

日本発のベンチャー、スタートアップを知的財産の側面から強力に支援強化を推し進めるので、日本弁理士会の事業に御理解と御支援を賜るよう、お願いしたい。

【林本部員】

弁護士としては、スタートアップ・中小企業の事業戦略を確実に契約に落とし込むサポートを全国各地で展開していきたいと私は考えている。

さて、知的財産無形資産の観点でデジタル化、ネットワーク化の構造変化は、市場拡大のチャンスのはずだが、我が国はデメリットへの対応に追われ、メリットを生かしきれていない。

今後は、サイバーセキュリティ体制や営業秘密の証拠収集手続を強化するとともに、物流を含めたスマート農業、ヘルスケアデータのポータビリティなど、社会的重要な課題の潜在的メリットを国民が実感できることが大事である。

コンテンツについても、日本ではデジタル配信に向けた取引コストが高く、海賊版サイト被害を含め、クリエイターに適切な対価還元ができていないことが、コンテンツ創作利

用の円滑化、データビジネスの国際展開の阻害要因になっている。

こうした強い危機感から、昨年の知的財産戦略本部において、デジタル時代に対応した著作権制度の改革に取り組むこととされ、「知的財産推進計画2022（案）概要」の6ページ記載のとおり、EUの拡大集中許諾制度などを基に、一元的な窓口組織による新しい権利処理、利活用推進の仕組みを実現する著作権法の改正法案を来年の通常国会に提出することとなった。

この改革の成功は、各国を見ても通信分野の取組にかかっているもので、総務省も欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて検討し、今年中に結論を得るとされた点が、本推進計画の肝である。

ようやくここまで到達できた関係各位の御尽力に感謝するとともに、デジタル化促進に向けたこの改革を、政府のリーダーシップのもと一丸となり、スピード感を持って進めてくださるよう切にお願いしたい。

【村井本部員】

私は私立大学の執行部を12年間勤め、特に研究担当の副学長も勤めていたので、その視点から2点申し上げる。

1つは、私どものスタートアップで、非常にうまくいっている山形県鶴岡市のスパイバーという会社があるが、社長は20代からずっとスタートアップを運営しており、その社長が30代になると、私に、山形県に幼稚舎（小学校）を作ってほしいと言ってきた。なぜならば、子供が小学生になると、その地方で良い教育を受けることができないと考えて、家族が東京に戻ってしまうからだ。したがって、やはり良い研究を地方で行うためには、初等教育を含めた良い教育が、それぞれの地域で育たないと駄目だと感じた。

もう一点、TLOとIPOを慶應義塾大学でも作ってきたが、やはり専門の人材は中々いない。そのため特許庁等から職員を派遣してもらっていたが、これは、全ての大学ができるわけではない。今回、「知的財産推進計画2022（案）」23ページに記載されているように、共同利用施設のように大学間で共有をすることが重要だと思う。また、知財専門の人材が大学で活躍したときのキャリアパスを社会的に作る必要がある。やはり数少ない非常に優秀な人、専門性のある人に、日米を含め、世界の知財を担ってもらわなくてはならないので、その体制が要ると感じた。

【山田本部員】

宮城県でものづくりの中小企業の経営を行っているが、「知的財産推進計画2022」について2点申し上げる。

1点目は、スタートアップというワードにベンチャーだけではなく、革新的な取組を進める中小企業も当てはまるとの文言を入れていただいた。全国には、新たな分野に挑戦している中小は多数あるので、今後イノベーション創出に寄与することを期待する。

2点目は、大学と企業の共同特許とその後の社会実装について、一定期間不実施の場合、企業の承認がなくても他社にライセンスできるという案は、大企業と中小企業ではかなり状況が異なる。技術系中小企業が技術と資金を投入し、大学と共同特許を出す場合、その多くは事業化、製品化を進める。しかし、様々な理由ですぐに事業化できなかった場合、了解なく大企業やライバル企業へライセンスされてしまうような過度な不利益を被ることがないよう、誠実な交渉の徹底をお願いしたい。中小企業側に根っこがある技術の共有特許の場合、事業の根幹に関わるので、共同研究に対する不安を払拭できるルールを整備し、大学、企業双方に周知徹底していただきたい。

産学連携は、経済活性化のために重要であり、地方の場合、その多くを中小企業が担っている。革新的な取組を進める中小企業を増やし、地域を活性化することが、我が国のイノベーションを進める大きな一手になる。今後、この問題の方向性を決める際には、地方や企業の状況をよく調査し、しっかりと議論を進めていただきたい。

最後に様々な意見が出た中、「知的財産推進計画2022」をまとめた事務局の方々に御礼申し上げます。前回は申し上げたが、地方でこの計画書を読んだ人にほとんど会ったことがないので、ぜひ全国にこの計画を周知していただきたい。

【渡部本部員】

今、世界は様々な深刻な課題に直面しているが、一方で、新たな技術やアイデアで未来を変える挑戦が始まっている。その中で、日本が存在感を発揮するために何より大切なのが、社会に蓄積された知財をフル活用することだ。しかし、今、成長と富の源泉である知財が、その積極的活用を意図しない企業に偏在し、著作権では、その所在も明らかでない形で散在しているという問題がある。これでは、知財のポテンシャルを生かしきれず、成長も望めない。

今、日本社会がコロナ禍を経て力強く立ち上がるためには、知財の活用を、アイデアを持つ多くの個人や、新興企業に委ね、富の再生産を共有することで成長につなげるべきだ。

その具体策として、2点申し上げたい。

第1は、著作権の制度改革である。散在している知財をデジタル技術で一元的に集中管理する仕組みを設けることで、二次利用、三次利用ができる機会を多くの個人や新興企業に委ねることができる。複雑だった仕組みがシンプルになることにより、利用は盛んになり、知財をフル活用することにつながる。

第2に、大学と大企業の共有特許のルールの見直しである。大学が保有する特許の多くは、限られた数の企業との共有特許になっていて、東京大学でも利用されていない特許も多い。

これら偏在する知財、未活用な知財をスタートアップに活用させる機会を増やすことで、新たな富を生み出す原動力となり、社会全体の力を最大化することができる。

今回の知的財産推進計画2022のポイントは、このように知財の担い手となる挑戦者

に対して知財をシンプルに活用できる制度とすることだ。それにより、スピードを生み無駄を省くことができる。推進計画の着実な実行を政府に期待する。

議題に関する閣僚からの発言は以下のとおり。

【末松文部科学大臣】

デジタル時代におけるコンテンツの「創作」と「利用」の好循環を実現するため、コンテンツにかかわる簡素で一元的な権利処理が可能となるような新しい権利処理の仕組みの構築に向け、2023年通常国会に関連法案の提出を図るなど、具体的な措置を講じる。

文部科学省としては、こうした文化芸術政策の活性化をはじめとする取組をしっかりと進める。

【後藤厚生労働大臣】

厚生労働省においても、「知的財産推進計画2022」を踏まえ、各国の規制当局や産業界との国際的な連携のもと、医薬品分野でのICH（医薬品規制調和国際会議）や、医療機器分野でのISO（国際標準化機構）等が定める国際標準の策定のためのフォーラムにおける活動を通じて、標準の戦略的な活用について、更に推進したい。

また、デジタル社会の実現に向け、「医療・介護分野での情報利活用の推進」等、データヘルス改革の各施策に関する取組を更に推進したい。

【牧島デジタル大臣】

デジタル社会の形成に向けては、データやデジタルコンテンツを活用し、新たな価値を創出することが重要である。

その際には、データの流用やプライバシー侵害などの懸念・不安の払拭や著作権の権利処理の円滑化が必要であり、知的財産戦略推進事務局や文化庁とともに、本年1月に著作権制度の見直しを行い、3月にはデータ取扱いルールの実装ガイダンスを策定する。

デジタル・規制改革を担当する大臣として、今後も必要な環境整備を行う。

【小林内閣府特命大臣】

イノベーションの源泉となる大学などを中核として、ディープテックを活用しつつ、経済成長の担い手であるスタートアップが生まれ、成長する環境を強化する観点から、CSTIに設置した専門調査会において報告書を取りまとめた。

この中で、大学やスタートアップの知的財産の取得支援や活用促進も、重要な論点の一つとしてあげられており、大学発の優れた技術をイノベーションにつなげるための取組を進める。

また、産業データを含むデータの利活用を推進するルール整備を抜本的に加速させることが、経済安全保障上も重要と考える。

【細田経済産業副大臣】

Web3.0の進展は、新たな経済活動のフロンティアとして大いに期待される。経済産業省としては、コンテンツ領域における課題とその課題解決に向けた方策の検討を実施することで、クリエイターが活躍できる環境の整備を目指す。

中小企業や大学が力強い成長を実現するためには、成長の基礎となるイノベーションを支える知財の戦略的活用が重要。知財経営支援の強化に積極的に取り組む。

【小田原外務副大臣】

外務省としては、デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備にあたり、様々な外交機会を捉えて、米国・EU等の主要同志国との協力を確認してきた。DFFTの提唱国として日本が引き続き中心的な役割を果たし、2023年に日本が議長国を務めるG7においても議論を積極的に進めていきたい。

また、海賊版・模倣品対策を強化すべく、違法サイト摘発のために二国間協議や在外公館を通じた働きかけを行った。今後もこうした取組を継続していく。

【中村農林水産副大臣】

2030年に5兆円という我が国の農林水産物・食品の輸出額目標の実現に向けては、優れた品種を適切に管理するなど、知的財産対策についても政府一体となって強化していく必要がある。

農林水産省としても、先般改訂された「輸出拡大実行戦略」に基づき、改正種苗法における優良品種の海外持出制限を実効的に実施する「育成者権管理機関」の設立検討や、「輸出支援プラットフォーム」を活用した海外における模倣品の監視・排除など、重要な知的財産を守り、活用するための取組をしっかりと進めていく。

【三浦総務大臣政務官】

総務省としては次世代情報通信インフラであるBeyond 5Gについて、研究開発、社会実装と一体的な知財の取得や国際標準化を推進し、国際競争力の強化に努める。

デジタル時代に適合し、放送コンテンツのインターネット配信等を促進していく上でも、膨大かつ多種多様な著作物等について簡素で一元的な権利処理を可能とする制度の実現を図ることが重要である。総務省としても、通信関係事業者の協力体制の検討を始め、積極的な協力を行う。

【加田法務大臣政務官】

知財紛争の解決には、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁が有効である。法務省は、国際仲裁の活性化に向けたインフラ整備と法整備を車の両輪として力強く前に進めていく。

また、シンポジウム等の共催を通じてアジア全体の知財紛争処理能力を底上げし、持続的成長の実現を目指す。

「知的財産推進計画2022」は全員一致で決定した。

最後に、岸田内閣総理大臣から御挨拶がなされた。具体的な内容は以下のとおり。

本日「知的財産推進計画2022」を決定した。

日本のイノベーションを活性化し、持続的な経済成長を実現していくためには、意欲ある個人や、スタートアップをはじめとする新しいプレイヤーが、社会に蓄積された知財をフル活用できる経済社会へと変革していくことが重要である。

第1に、デジタル時代に対応した著作権制度の改革を進める。

デジタル化の進展によって、誰もがコンテンツを創作・流通・利用できる一億総クリエイター時代を創る。

このため、著作物の権利処理がデジタルで一元的に完結することを目指して、IT基盤の整備を進めるとともに、著作権の処理を円滑に行う新たな仕組みを作るため、次期通常国会に法案を提出する。

さらに、ブロックチェーンやメタバースなど、WEB3.0と呼ばれる技術の活用を推進し、仮想空間上のコンテンツの創作・流通・利用を後押しするため、新たな法的課題の把握や論点整理を進め、官民一体でルール整備を進める。

第2に、スタートアップが、社会に蓄積された知財を事業化につなげ、社会実装しやすい環境を整備する。

大学等で生み出された知財を、スタートアップがフルに活用し、事業化につなげていけるよう、大学と企業の共有特許について、大学がスタートアップにライセンスしやすくするため、ルール整備を進める。

また、スタートアップが大学から知財の移転を受ける対価として、株や新株予約権を活用しやすくするため、様々な制約を撤廃する。

関係閣僚は、本日決定された推進計画を速やかに実行に移すようお願い申し上げます。

以上